

北海道水防計画の修正の概要について

1 水防計画について

「北海道水防計画」は、水防法第7条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のため、北海道が定めるもので、水防上必要な監視や警戒、通信及び連絡、輸送及びダム等操作、水防団や消防機関等の活動、水防管理団体相互の協力及び応援、水防に必要な資機材等の整備・運用について規定

2 修正の趣旨

水防計画作成の手引きの一部改正（令和4年8月）等に伴い所要の修正を行う。

3 修正の概要

(1) 洪水予報の「氾濫危険情報（洪水警報）」の運用変更に伴うもの

【第4章 予報及び警報】

(第3節 洪水予報河川における洪水予報)

基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときのみならず、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときにも発表される運用に変更

(2) 気象庁のキキクル（危険度分布）の運用変更に伴うもの

【第6章 気象予報等の情報収集】

(第2 気象情報等の種類)

これまで、キキクル（危険度分布）では「非常に危険」な地域を「うす紫」で表示していたが、「危険」な地域を「紫」で表示する運用に変更

(3) 字句の修正や追記